

# 対内直接投資審査制度について

令和3年11月16日

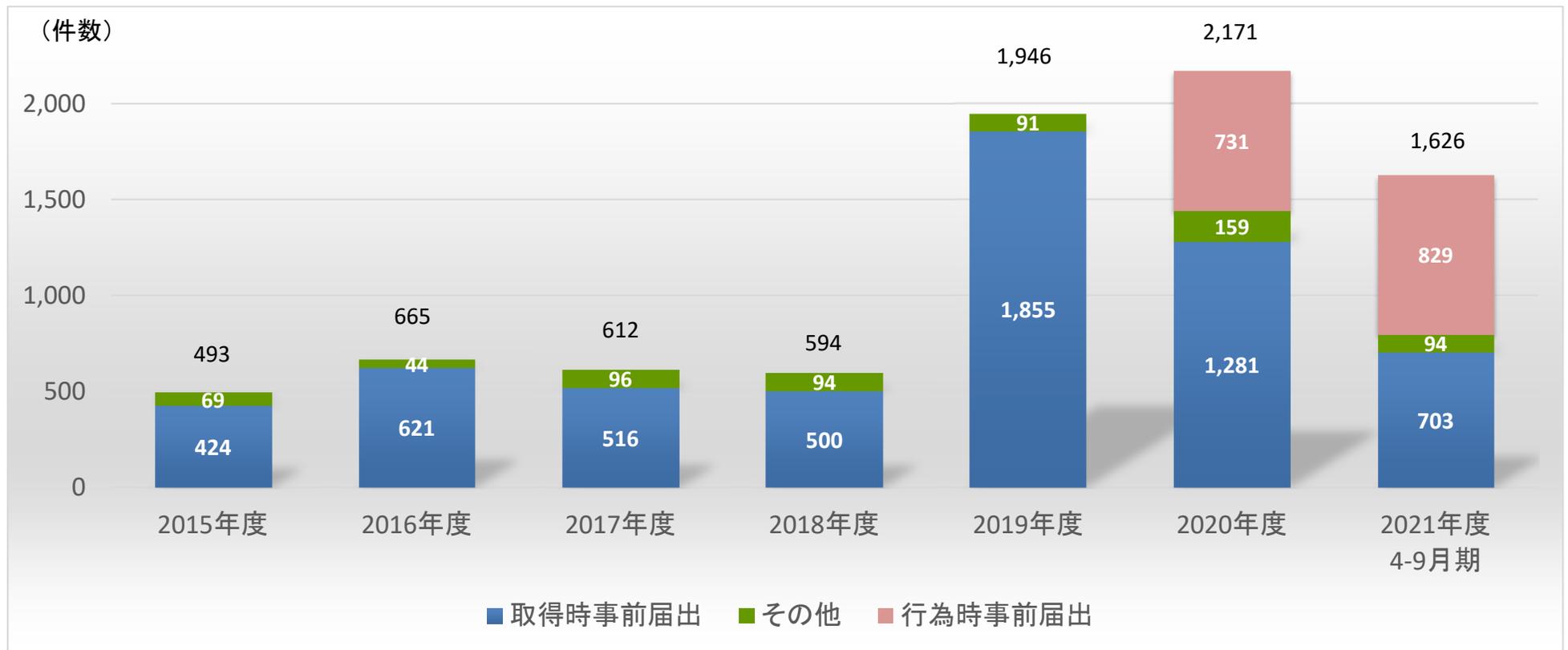
財務省国際局

1.事前届出の状況

2.対内直接投資審査制度の最近の動向

# 事前届出件数の推移

- 外国為替及び外国貿易法（外為法）の改正（2020年6月完全適用）により、上場会社の株式取得に係る事前届出の閾値を引き下げる（10%→1%）とともに、役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃止等に事前届出（行為時事前届出）を導入し、事前届出の対象を拡大。他方、事前届出免除制度を導入した。
- 2021年度上半期（4-9月期）の届出件数は以下の通り。  
（注）2020年6月に改正外為法完全適用のため、2020年度との単純比較はできない。

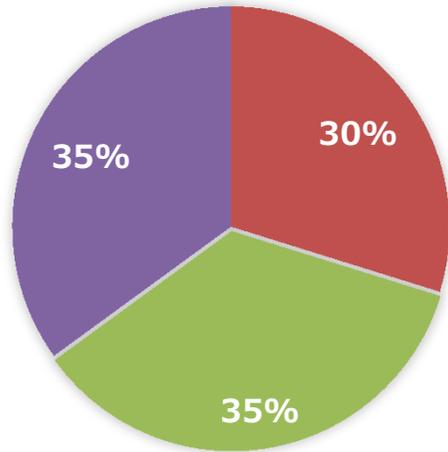


（注）「その他」は、事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使に係る届出。

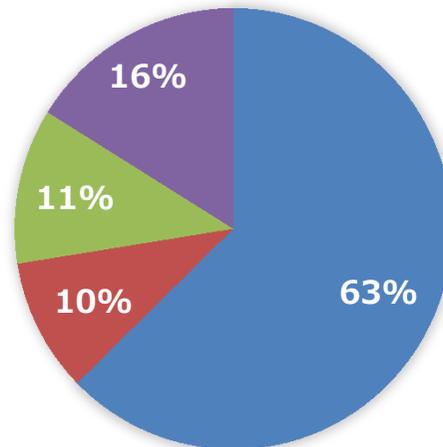
# 業種別の事前届出割合

- 2021年度4-9月期は、2019年8月に指定業種に追加されたサイバーセキュリティ関連業種（情報処理サービス業、ソフトウェア業、集積回路製造業、半導体メモリメディア製造業等）が53%を占めている。

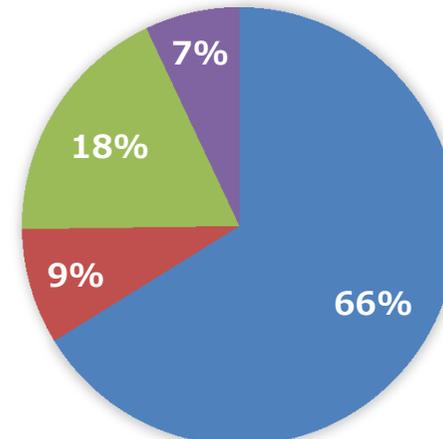
2018年度



2019年度

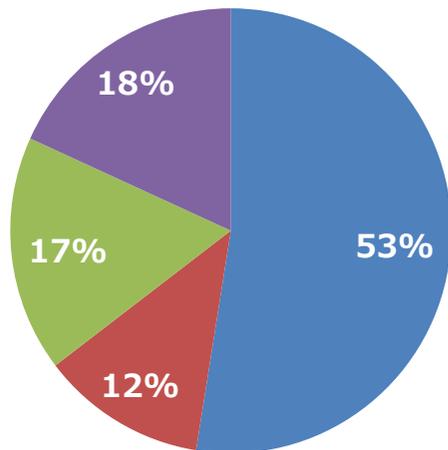


2020年度



- サイバーセキュリティ関連
- 武器・航空機・原子力・宇宙関連等
- インフラ関連
- その他

2021年度4-9月期



(参考) 外為法上の指定業種の概要

- サイバーセキュリティ関連
- 武器
- 航空機
- 原子力
- 宇宙関連
- 軍事転用可能な汎用品の製造業
- 電力業
- ガス業
- 通信業
- 上水道
- 鉄道業
- 石油業
- 熱供給業
- 放送業
- 旅客運送
- 警備業
- 農林水産業
- 皮革関連
- 航空運輸
- 海運
- 感染症に対する医薬品に係る製造業
- 高度管理医療機器に係る製造業 \*2020年7月に追加

(注1) 2018・2019年度は取得時事前届出の業種別内訳、2020年度・2021年度4-9月期は全ての事前届出の業種別内訳を示す。

(注2) 重要鉱物に係る金属鉱業等・特定離島港湾施設の建設業等は2021年11月より追加のため含まない。

# (参考) 業種別の事前届出件数

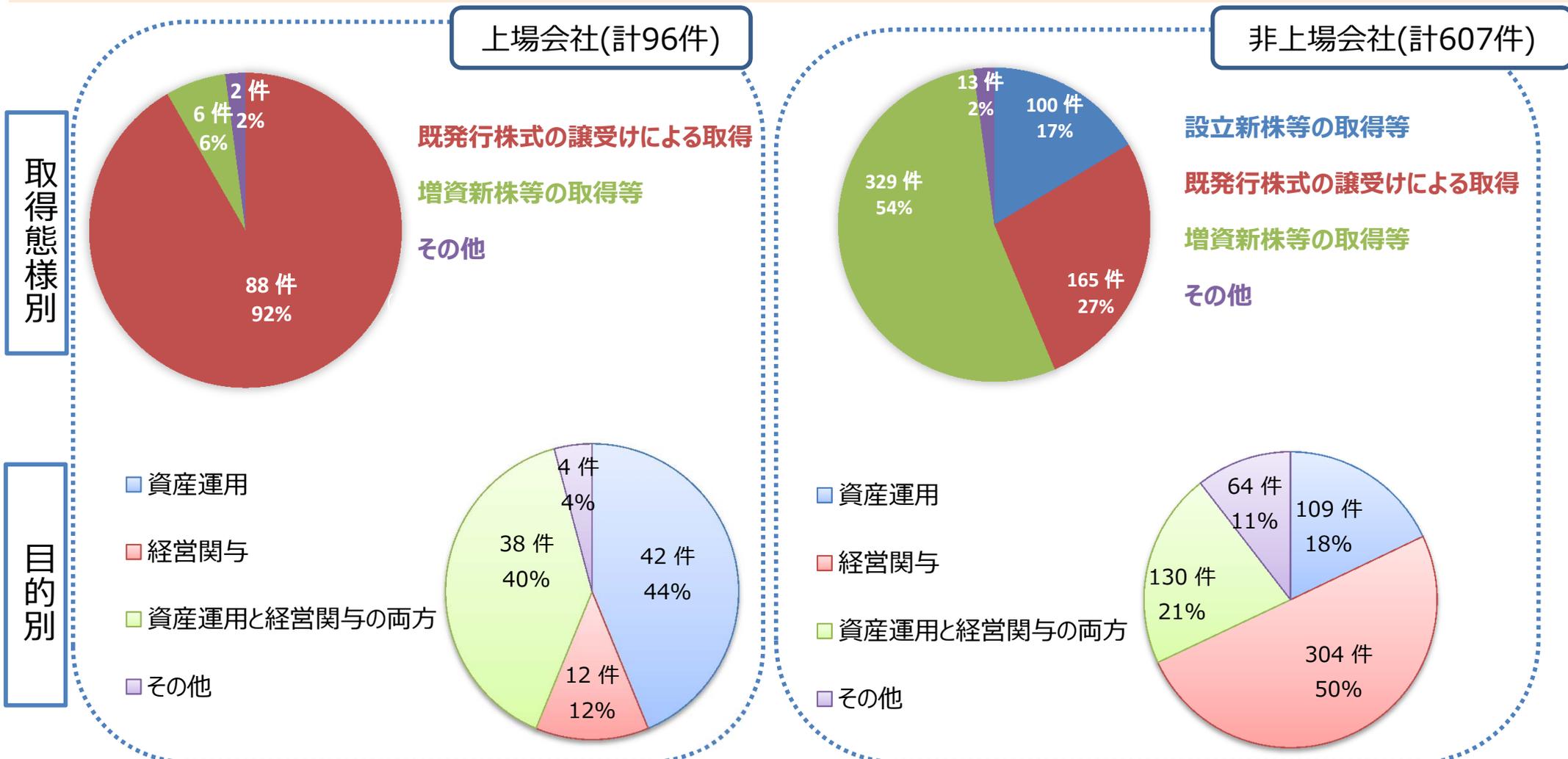
届出対象業種	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度			2021年度4-9月期		
					株式取得	その他	行為時	株式取得	その他	行為時
武器等の製造業等 (軍事転用可能な汎用品等を含む)	149	171	233	188	100	6	59	100	7	119
航空機の製造業等	6	2	19	23	18	0	4	4	1	10
原子炉・核燃料物質等の製造業等	0	2	12	10	2	0	2	0	1	0
宇宙関連等の製造業等	2	3	15	16	12	0	4	6	0	9
サイバーセキュリティ関連業種	-	-	-	1,457	953	56	590	495	54	565
電力・ガス、熱供給事業	437	395	318	235	255	87	44	165	37	50
情報通信事業	17	18	14	-	-	-	-	-	-	-
放送事業	0	2	7	2	9	0	2	9	0	14
上水道業	2	5	3	6	1	0	2	1	0	0
鉄道業	1	1	3	2	1	0	0	2	1	1
旅客運送業	23	9	0	0	0	0	0	0	0	0
生物学的製剤製造業 (医薬品・医療機器を含む)	28	14	19	34	27	4	45	31	1	31
警備業	57	44	40	77	12	0	9	29	1	23
農林水産業	64	76	94	96	37	5	11	38	0	42
石油業	61	53	49	46	15	1	22	38	1	45
皮革製品製造業	35	31	10	29	2	0	0	0	0	3
航空運輸業	24	33	31	11	4	1	2	2	1	4
海運業	39	33	36	31	5	0	6	26	1	153
届出件数	665	612	594	1,946	1,281	159	731	703	94	829
業種別件数合計	945	892	903	2,263	1,453	160	802	946	106	1,069

(注1) 複数業種にまたがる届出については、それぞれの業種について延べ数で算出。

(注2) 2020年度以降については、「株式取得」は株式取得時事前届出件数、「その他」は事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使に係る届出件数、「行為時」は行為時事前届出件数を示す。

# 取得態様・目的別の取得時事前届出件数（2021年度4-9月期）

- 上場会社96件に対し、非上場会社は607件となっており届出件数は非上場会社の方が多い。
- 上場会社に係る株式取得の態様は、市場での取得を含む既発行株式の譲受けによる取得が約9割であって最も多いのに対し、非上場会社は、増資新株等の取得等が最も多い。後者は、自ら設立した会社の増資やスタートアップ投資に伴う増資の引受け等が含まれていることがその理由。また、目的別の届出件数について、非上場会社に係る株式取得は、上場会社に比し、経営関与のみを目的とする届出の割合が高い。



(注1) 取得態様別の「その他」は、新株予約権の行使による取得、吸収分割の対価としての取得、自己株式の取得等。

(注2) 目的別の「その他」は、関係会社の設立又は資金調達の支援、国内会社との合併会社の設立等。

# 国籍別の取得時事前届出件数（2021年度4-9月期）

- 株式取得は、日本を除けば、上場・非上場ともに英領ケイマンと米国が多い。
- 日本からの届出が多い理由は、外為法上、非居住者である個人又は外国法人に直接・間接に議決権を50%以上保有されている日本の会社が、外国投資家として取り扱われているため。

## 届出者の国籍別の取得時事前届出件数

	上場会社	非上場会社
日本	28	176
英領ケイマン	10	127
米国	20	102
シンガポール	9	53
香港	1	25
台湾	1	19
英国	4	13
韓国	0	12
ドイツ	2	9
カナダ	8	2
英領バージン	2	6
オランダ	1	7
タイ	0	7
ベトナム	0	6
インド	0	5
オーストラリア	1	3
スイス	1	3
アイルランド	0	4
英領バミューダ	0	4
中国	0	3
フランス	0	3
その他	8	18
合計	96	607

### 届出者の国籍が「日本」の場合の最終親会社等の国籍別届出件数

	上場会社	非上場会社
米国	8	42
日本	13	24
英領ケイマン	0	24
シンガポール	0	17
スペイン	0	15
デンマーク	0	6
ドイツ	0	5
韓国	3	2
オランダ	1	3
中国	0	4
アイルランド	0	4
その他	1	16
該当なし	2	14
合計	28	176

### 届出者の国籍が「英領ケイマン」の場合の最終親会社等の国籍別届出件数

	上場会社	非上場会社
英領ケイマン	0	39
米国	1	34
日本	6	28
シンガポール	1	6
香港	0	6
中国	2	3
英領バージン	0	2
該当なし	0	9
合計	10	127

(注1) 外為法改正時に、届出者の「最終親会社等」を事前届出書に記載することを求める様式の改正を実施。

(注2) 最終親会社等の「該当なし」は、例えば、議決権を単独で50%以上保有している外国法人がない場合など。

1. 事前届出の状況

2. 対内直接投資審査制度の最近の動向

# 重要鉱物資源の安定供給確保のためのコア業種の追加

(2021年10月5日公布、11月4日適用)

## 背景等

- レアアース等の重要鉱物資源の安定供給を確保し、サプライチェーンの脆弱性の克服等を図ることは、経済安全保障上重要な課題。気候変動対策等により、世界的にその需要の一層の拡大が見込まれることから、重要鉱物資源の安定供給確保に向けて喫緊に対応する必要。
  - 我が国が主権・主権的権利を有する海域等に賦存する重要鉱物資源の利用が可能となれば、海外に供給の大宗を依存している現状を脱却する上で重要。
- ⇒ 我が国として、資源調査能力等の維持・確保等が国家安全保障の観点から必要。

## 外為法のコア業種（注1）への追加（告示改正）

### ○レアアース等の重要鉱物資源34鉱種に係る以下の業種

- i) 金属鉱業（資源調査船の運航や、測量等を含む）
- ii) 金属鉱業の目的で使用する機器等（資源調査船・探査機、船舶用機器、掘削機等）の製造業、修理業、ソフトウェア業
- iii) 鉱物の成分分析業

### ○重要鉱物資源の調査を行う船舶の円滑な活動を可能とすべく、特定離島（注2）港湾施設等の整備等を行う建設業等

- (注1) 「コア業種」は、外国投資家（非居住者、外国会社等）による対内直接投資等又は特定取得に関し事前届出が必要となる業種（指定業種）のうち、国の安全を損なう等のおそれ大きいものとして株式取得等に関する事前届出免除を原則として利用できない業種
- (注2) 本土から遠隔の地にある離島であって、天然資源の存在状況等に照らして活動拠点として重要であり、かつ、活動拠点となる施設の整備を図ることが特に必要なものとして低潮線保全法に基づき政令で定める離島（沖ノ鳥島、南鳥島）

# 外為法：上場企業の銘柄リスト（2021年11月2日改訂）

- 本リストは、外国投資家対内直接投資等の事前届出等の要否を判断する際の便宜のために作成したもの。
- 具体的には、各上場企業の事前届出該当性について、企業への照会結果や定款・有価証券報告書に基づき、以下のいずれの分類に該当するかを示している。
  - ① 指定業種以外（事後報告業種）の事業のみを営んでいる会社
  - ② 指定業種のうち、いわゆるコア業種以外の事業のみを営んでいる会社
  - ③ 指定業種のうち、いわゆるコア業種に属する事業を営んでいる会社
- 本リストは、改正外為法施行に併せ、2020年5月8日に初めて公表。その後、以下の通り改訂。
  - 2020年6月 一部の上場企業から追加的な回答があったため、改正法のフル適用に併せ改訂
  - 2020年7月 2020年6月に高度管理医療機器や感染症関連の医薬品等をコア業種に追加する告示改正を行ったことを踏まえ改訂
  - 2021年7月 リストを定期更新する観点で改訂
- 2021年10月5日に、レアアース等の重要鉱物資源の調査能力を維持・確保する観点からコア業種の範囲を見直す告示改正を行ったこと等を踏まえ、同年11月2日に改訂した銘柄リストを公表。

（参考）上場企業の銘柄リスト[抜粋]（区分ごとの並替えや、会社名による検索等が可能。）

証券コード (Securities code)	ISINコード (ISIN code)	会社名(和名)	(Issue name / company name)	区分
1301	JP3257200000	株式会社極洋	KYOKUYO CO.,LTD.	②
1332	JP3718800000	日本水産株式会社	Nippon Suisan Kaisha,Ltd.	③
1333	JP3876600002	マルハニチロ株式会社	Maruha Nichiro Corporation	②
1352	JP3839400003	株式会社ハウスイ	HOHSUI CORPORATION	①
1375	JP3947010009	株式会社雪国まいたけ	YUKIGUNI MAITAKE CO.,LTD.	②
1376	JP3216200000	カネコ種苗株式会社	KANEKO SEEDS CO.,LTD.	②

# 対内直接投資審査に関する財務省における取組

## 各省・外国当局との連携

- 関係省庁と連携し、政府全体として審査能力の底上げを図るとともに、事後モニタリングの実効性を強化していく。
- 外国当局との情報交換の連携を進める。

## 執行体制の強化

- 地方企業等に対する投資の動向にも目配せできるよう、地域経済の実態を把握する財務局も活用しながら、執行体制の強化を図る。  
⇒ 財務局も含め定員要求。

### 【参考】

#### ○成長戦略実行計画（2021年6月18日閣議決定・抜粋）

##### (b) 対内直接投資審査

有志国とも連携し、事前審査及び事後モニタリングに係る関係省庁の連携強化を進めつつ、地方出先機関が持つリソースも活用して、執行体制の強化を図る。また、指定業種の在り方に係る検討を進める。

#### ○骨太方針（2021年6月18日閣議決定・抜粋）

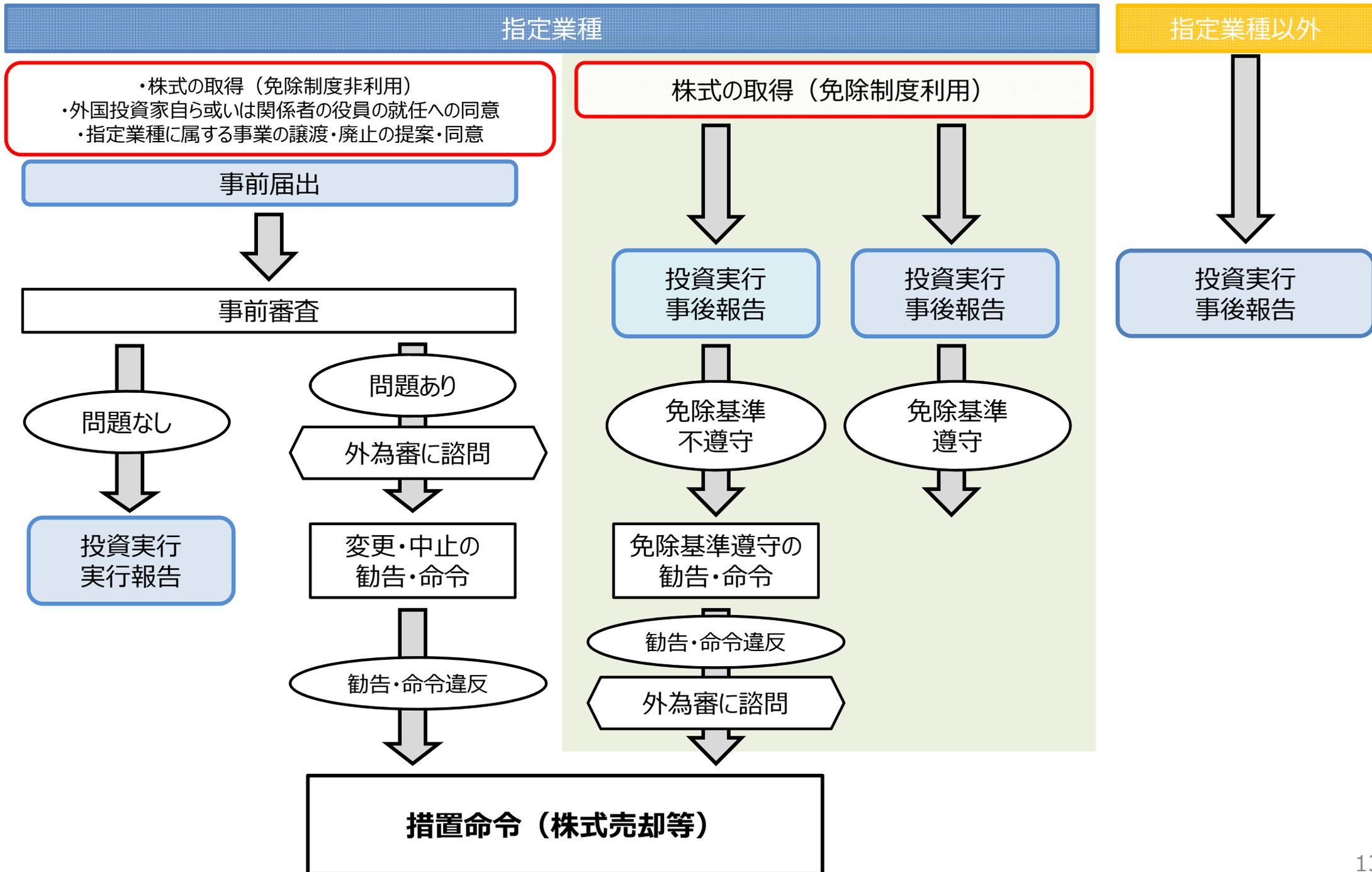
外為法上の投資審査・事後モニタリングについて、関係府省庁の連携強化を進めつつ、執行体制の強化を図るとともに、指定業種の在り方に係る検討を行う。

# 參考資料

# 外為法における対内直接投資審査制度の概要

- 外為法は、対外取引自由を原則としつつ、対外取引に対する必要最小限の管理調整を行う観点から、外国投資家（非居住者、外国会社等）が国の安全等の観点から指定される一定の業種（指定業種）を営む企業に対して対内直接投資等を行う場合には、事前届出を要求。
- 「対内直接投資等」とは
  - 上場会社の1%以上の株式取得、非上場会社の株式取得(1株～)
  - 外国投資家又はその関係者の取締役・監査役の就任への同意
  - 指定業種に属する事業の譲渡・廃止の提案・同意 等
- 財務大臣及び事業所管大臣は、国の安全等の観点から事前届出を審査。国の安全等を損なうおそれがあると認められる場合には、投資の変更・中止の勧告・命令が可能。  
※審査期間は原則30日だが、4か月まで延長可
- 無届けや虚偽届出は、刑事罰の対象となるだけでなく株式売却等の措置命令が可能。

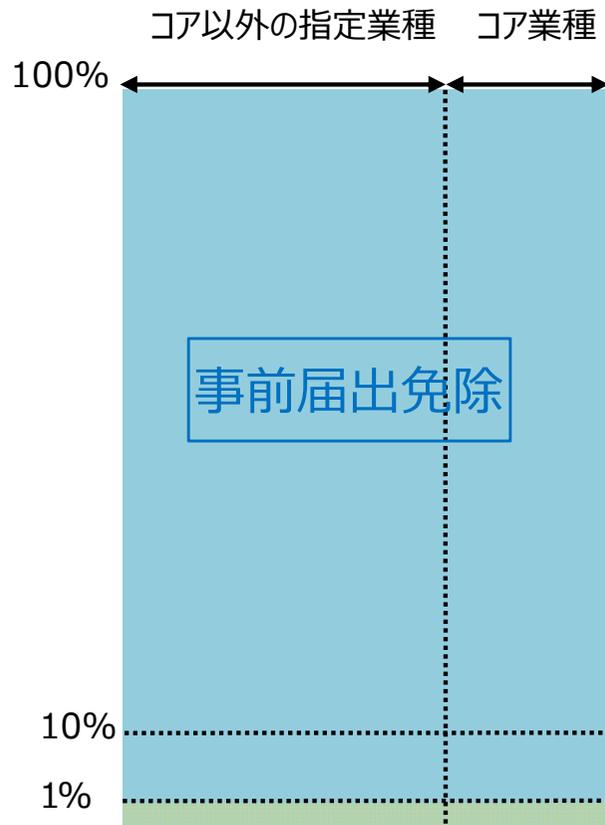
# 対内直接投資審査制度の全体像



# 取得時事前届出免除制度（上場企業）

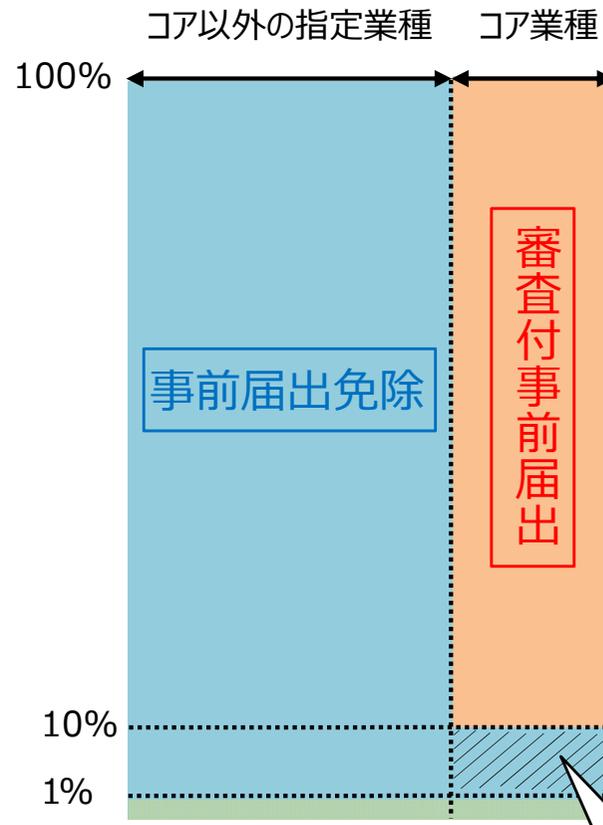
## 包括免除

外国金融機関



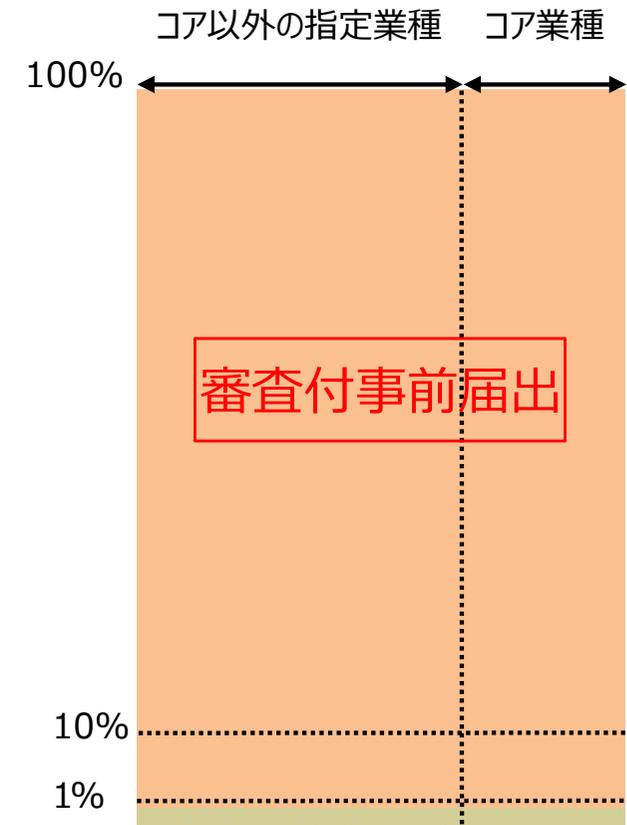
## 一般免除

一般投資家  
認証を受けたSWF等



## 免除利用不可

外為法違反で処分を受けた者  
外国政府等やその被支配企業等  
(認証を受けたSWF等を除く)



上乘せ基準

# 取得時事前届出免除制度の概要（上場企業）

適用投資家	内容		
外国金融機関	包括免除	指定業種 (コア以外)	・基準を遵守すれば、事前届出を免除（上限なし）
		コア業種	・事後報告の閾値は10%
包括免除又は本則が適用されるもの以外の全ての投資家（認証を受けたSWF等を含む）	一般免除	指定業種 (コア以外)	・基準を遵守すれば、事前届出を免除（上限なし） ・事後報告の閾値は1%
		コア業種	・上乗せ基準も遵守すれば、10%未満の株式取得について事前届出を免除 ・事後報告の閾値は1%
過去に外為法違反で処分を受けた者、外国政府等やその被支配企業等（認証を受けたSWF等を除く）	本則	指定業種 (コア以外) ----- コア業種	・事前届出免除の利用不可

## [免除基準]

- ・外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任しない
- ・指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない
- ・指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない

## [上乗せ基準]

- ・コア業種に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない
- ・コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない

# 免除事後報告について

- 事前届出免除制度を利用した場合は、投資後45日以内に免除基準遵守を誓約する旨等を記載した事後報告を提出する必要。
- 事前届出免除制度を利用した外国投資家が、免除基準に違反した場合、基準遵守勧告を行い、勧告に従わない場合は基準遵守命令の対象。基準遵守命令に従わない場合、措置命令（株式売却命令等）の対象。

※1 措置命令に従わない場合、刑事罰（3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金（又は目的物の価格の3倍まで）、または併科）の対象。

- 事前届出免除制度を利用した外国投資家が、後から外国政府等やその被支配企業等（※2）と判明した場合、当該投資は無届けとなるため、措置命令（株式売却命令等）及び刑事罰（3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金（又は目的物の価格の3倍まで）、または併科）の対象。

※2 被支配企業等：外国政府等が直接又は間接に50%以上の株式保有をしている企業や、対内直接投資・議決権行使につき外国政府等が指図できる権限を有している企業等。

※3 措置命令に従わない場合、刑事罰（3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金（又は目的物の価格の3倍まで）、または併科）の対象。